

「 k i n o c a 」 取 扱 規 則

和歌山バス IC カード乗車券「kinoca」取扱規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

この規則は、和歌山バス株式会社（以下「当社」という。）が、発行する IC カードを媒体とした回数乗車券および定期乗車券（以下「IC カード乗車券」という。）の利用者に提供するサービス内容とその利用条件を定め、利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条

当社が発行する IC カード乗車券（以下「kinoca」（キノカ）という。）の取り扱いについて、当社運送約款に定めがない場合または運送約款と異なる取り扱いの場合は、この規則が優先します。

- 2 この規則が改定された場合、以後の kinoca による旅客の運送については、改定された規則の定めるところによります。
- 3 和歌山バス那賀株式会社は、この規則を準用します。
- 4 この規則に定めのない事項は、別に定めるものによります。

(用語の定義)

第 3 条

この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「kinoca」（キノカ）とは、当社が発売する IC カード乗車券をいいます。
- (2) 「小児カード」とは、6 歳以上 12 歳未満の小児に対して発売する IC カード乗車券をいいます。
- (3) 「大人特割カード」とは、身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引、児童福祉法の適用を受ける方に対して発売する IC カードをいいます。
- (4) 「小児特割カード」とは、第 2 号および第 3 号の規定に該当する旅客に対して発売する IC カード乗車券をいいます。
- (5) 「大人カード」とは、第 2 号から第 4 号まで以外の IC カード乗車券をいいます。
- (6) 「ストアードフェア」（以下「SF」という。）とは、kinoca に記録される金銭的価値で、旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。
- (7) 「チャージ」とは、kinoca に入金して SF を積み増しすることをいいます。
- (8) 「利用ポイント」とは精算累計金額に応じて付与されるポイントをいいます。
- (9) 「付与ポイント」とは「利用ポイント」を SF に換算することをいい、「還元ポイント」とはポイント付与による SF をいいます。
- (10) 「kinoca プリペイド券」とは、プリペイド機能のみを有する kinoca をいいます。
- (11) 「kinoca 定期券」とは、券面に定期乗車券の表記がなされ、定期券機能のみ、または定期券機能およびプリペイド機能両方を有する kinoca をいいます。
- (12) 「デポジット」（預り金）とは、当社が旅客から IC カードの利用権の代価として收受するものをいいます。なお、デポジットは現金にて收受します。
- (13) 当社が旅客に kinoca を貸与するときは、通常、金銭的価値を同時に付加するため、

「発売」と表現します。

(14)「読取機」とは、電波による I C カード乗車券からの情報を読み取りまたは書き込みするために、バス車内の乗車口および降車口に設置された装置をいいます。

(15)「チャージ機」とは、kinoca にチャージするための装置をいいます。

(契約の成立時期)

第 4 条

kinoca による契約の成立時期は、当社が旅客に kinoca を発売したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、バス車内の読取機で乗車記録をしたときとします。

(規則等の変更)

第 5 条

この規則およびこの規則により定められた規定等は、予告なく変更される場合があります。

(旅客の同意)

第 6 条

当社は、旅客が kinoca を使用し当社線に乗車した場合は、旅客がこの規則およびこの規則により定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとみなします。

(使用方法)

第 7 条

旅客が kinoca を使用して乗車する場合、乗車の際は乗車口に設置された読取機に、降車の際は降車口に設置された読取機に kinoca をタッチし、乗車記録および降車記録をするものとします。

2 前項に規定する乗車記録をしない場合または乗車記録ができていない場合であって、当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。

3 旅客が降車する際に、kinoca の S F 残額が当該乗車区間の運賃額に対して不足する場合は、次の各号のいずれかの方法で運賃を収受します。

(1) kinoca にバス車内でチャージのうえ、kinoca の S F から当該乗車区間の運賃を収受します。

(2) 旅客から当社の乗務員への申告により、kinoca の S F 残額と、当該乗車区間の運賃額から kinoca の S F 残額を減算した差額を不足分として現金等で収受します。ただし、kinoca 以外の当社で利用可能な I C カードを使用して、不足分の運賃額を支払うことはできません。

4 大人特割カードおよび小児特割カードを使用する旅客は、降車する際に第 3 条第 3 号に規定する手帳を当社の乗務員に提示しなければなりません。

(取扱区間)

第 8 条

kinoca は、当社の kinoca 取り扱い路線または区間において利用することができます。

2 前項の取り扱い路線または区間であっても、読取機が設置されていないバス車両では kinoca は利用できません。また、座席定員制または座席指定制の路線および区間（高速バス等）では利用することができません。

(発売箇所)

第9条

kinoca の発売取り扱い箇所、取り扱い時間、取り扱い券種等は、当社が別に定めます。

(制限事項等)

第10条

1回の乗車につき、2枚以上の kinoca を同時に使用することはできません。また、1回の乗車につき、kinoca と当社で利用可能な kinoca 以外の ICカードを同時に使用することはできません。

- 2 kinoca を kinoca 以外の当社で利用可能な ICカードと重ねて読取機にタッチした場合、正しく反応しない場合があります。必ず kinoca 1枚のみを読取機にタッチするものとします。
- 3 kinoca を kinoca 以外の当社で利用可能な ICカードと重ねて読取機にタッチし、当該 ICカードから運賃が収受された場合、当社はその責を負いません。
- 4 当社は第3項により収受された運賃について、返却等には一切応じません。
- 5 旅客が kinoca 定期券を利用して降車し、同一の kinoca 定期券を使用して降車した停留所から同一運行便に再度乗車した場合は、再度乗車後の運行便において当該 kinoca 定期券は使用できません。
- 6 偽造、変造または不正に作成された kinoca を使用することはできません。

(制限または停止)

第11条

当社は旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは次に掲げる制限または停止を行うことがあります。

- (1) 発売または再発行等を行う箇所、枚数、時間、方法の制限もしくは停止
- (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバス車両の制限
- 2 前項の規定によるサービスの制限または停止に対し、当社はその責を負いません。

第2章 基本事項

(ICカードの所有権)

第12条

kinoca 乗車券に使用する ICカードの所有権は、当社に帰属します。

- 2 旅客は、kinoca が不要になったときおよび kinoca を使用する資格を失ったときは、kinoca を返却しなければなりません。
- 3 当社の都合により、予告なく発売した kinoca を交換することがあります。

(お客様登録)

第13条

小児カード、大人特割カード、小児特割カードおよび kinoca 定期券は、お客様登録を行う必要があります。

- 2 前項のカードについては、旅客が購入時に当社所定の用紙に必要事項を記入し、kinoca に個人データを記録することに同意のうえ発売します。
- 3 大人カードは、お客様登録を希望する旅客の申し出により、発売窓口においてお客様

登録を行います。この場合、所定の手続きについては前項に準じます。

- 4 旅客は、お客様登録された情報のうち氏名、住所等に変更があった場合は、速やかに発売窓口へその内容の変更を申し出なければなりません。
- 5 旅客が前項に規定する手続きを行わない場合、kinoca に関するサービスを受けることができない場合があります。この場合、当社はその責を負いません。
- 6 お客様登録を行う際に当社が取得するお客様の個人情報、当社による kinoca に関するサービスの提供ならびにお客様へのご連絡等これに付随する目的に限って利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

(デポジット)

第14条

当社は kinoca を発売する際に、デポジットとして kinoca 1 枚につき 500 円を収受します。

- 2 旅客が kinoca を返却したときは、第 24 条および第 35 条に定める場合を除き、当社はデポジットを返却します。
- 3 デポジットは旅客運賃・料金等に充当することはできません。
- 4 kinoca 定期券の券面表示金額にデポジットは含まれません。

(kinoca の失効)

第15条

カードの交換、kinoca プリペイド券の使用、チャージまたは kinoca 定期券の更新のいずれかの取り扱いを行った翌日を起算日として、10 年間これらの取り扱いが行われない場合には、当該 kinoca は失効します。

前項により失効した kinoca の S F およびデポジットの返却を請求することができません。

(利用履歴の確認)

第16条

kinoca の利用履歴は、kinoca の発売窓口において直近 20 件まで確認することができます。

- 2 利用履歴の主な確認内容は、利用日時、利用金額、利用区間、チャージ額および残額です。
- 3 お客様登録した kinoca は、当該 kinoca に登録された本人以外に履歴は開示しません。旅客が利用履歴の確認を希望する場合は、当社は当該旅客が当該 kinoca にお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで利用履歴を開示します。当該旅客が当該 kinoca にお客様登録された本人であると確認できない場合は、当該 kinoca の利用履歴は開示しません。

(機器類の故障等)

第17条

読取機等の機器類の故障等により kinoca を利用できない場合は、乗車区間の運賃は kinoca 以外の現金等でお支払いいただくものとします。

第3章 kinoca プリペイド券

(チャージ)

第18条

kinoca プリペイド券は、発売窓口、チャージ機およびバス車内により、当社所定の金額を

チャージすることができます。

- 2 kinoca 乗車券には SF 残額 20,000 円（付与ポイント分除く）を上限として、1,000 円単位で任意にチャージすることができます（ただし、バス車内は、1,000 円、2,000 円、3,000 円単位でチャージすることができます）。
- 3 バス車内でのチャージについては、お釣りの対応はいたしません。また、チャージのため機器に投入された紙幣については、当該機器での返却はできません。
- 4 チャージは、クレジットカードでの支払い（決済）は取り扱いません。

（SF 残額の確認）

第 19 条

kinoca プリペイド券の SF 残額は、バス車内の読取機、発売窓口の係員機器、チャージ機により確認することができます。

（運賃の減算）

第 20 条

旅客が kinoca プリペイド券を利用する場合は、降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃を減算します。ただし、第 7 条第 2 項に該当する場合は、本条の規定にかかわらず適用します。

- 2 小児カードは小児運賃を減算し、大人特割カードおよび小児特割カードは当社が適用する割引後の運賃を減算します。

（利用ポイントの付与及び有効期限）

第 21 条

精算累計金額に応じてポイントを付与します。

- 2 適用する付与ポイント・付与方法は当社が定めたところによります。なお付与ポイントは変更する場合があります。
- 3 付与ポイントの有効期限はありません。ただし第 25 条により無効となった場合及びカード払い戻し時に残っているポイントは無効とします。

（運賃の減算順序）

第 22 条

運賃の減算順序は SF のうちポイント分を優先的に減算します。ただし、ポイント分の残高が運賃額に満たない場合は、チャージ額から減算します。

（効力）

第 23 条

kinoca プリペイド券は、片道 1 回の乗車に限り有効なものとしします。ただし、大人 1 日フリー券および小児 1 日フリー券については、乗車後、当日限り有効としします。

- 2 kinoca プリペイド券は、途中下車は取り扱いません。
- 3 1 枚の kinoca プリペイド券で複数人精算する場合は、降車時に精算する複数人の内容を乗務員に告げるにより、まとめて減算することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、複数人精算はできません。

- (1) 同一区間の乗車でない場合
- (2) 乗車区間に定期券利用が含まれている場合

(無効となる場合)

第24条

kinoca プリペイド券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 小児カード、大人特割カード、小児特割カードを本人以外の者が利用した場合
- (2) 偽造、変造または不正に作成された kinoca プリペイド券を所持している場合
- (3) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項により無効として回収された kinoca プリペイド券については、デポジットを返却しません。

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の收受等)

第25条

前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、乗車停留所からの区間に対する普通旅客運賃と、これと同額の割増運賃を合わせて收受します。

2 前項の規定により旅客運賃および割増運賃を收受する場合において、乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。

(紛失等再発行)

第26条

お客様登録を行った旅客で、紛失したあるいは盗難にあった kinoca プリペイド券については、当社所定の用紙に必要事項を記入し、当該旅客が当該 kinoca にお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで、発売窓口において使用停止の手続きを行った旅客に対して、新規の kinoca プリペイド券を再発行します。

2 前項の再発行は、当社の処理の都合上、旅客が使用停止の手続きを行った日の翌日から起算して3営業日以降となります。ただし、旅客が前項の使用停止の手続きを行った当日から新規の kinoca プリペイド券の使用を希望する場合は、当社は当該旅客に対してS F 残額がない新規の kinoca プリペイド券のみ先に貸与します。この場合、第3項の規定にかかわらず新規の kinoca プリペイド券を貸与する時点で、運送約款第35条に規定する再発行手数料とデポジット500円を申し受けます。

3 第1項により再発行する kinoca プリペイド券は、当社での使用停止処理が完了した後のS F 残額確定時点のS F 残額にて再発行します。この際、再発行を受ける旅客が当該 kinoca にお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで、第1項の手続きの際に当社が旅客に交付する当社所定の書類を回収します。また、運送約款第35条に規定する再発行手数料とデポジット500円を申し受けます。

4 旅客は、当社が第1項の使用停止手続きを受け付けた後、これを取り消すことはできません。

5 第1項の再発行は、当社及び和歌山バス那賀株式会社が共通して提供する kinoca プリペイド券のみ取り扱います。

(破損等再発行)

第27条

お客様登録を行った旅客で、kinoca プリペイド券が破損等により利用できなくなった場合は、当社所定の用紙に必要事項を記入し、当該旅客が当該 kinoca にお客様登録された本人であることの証明を受けたうえで、発売窓口へ提出することにより再発行します。

- 2 前項により再発行する kinoca プリペイド券は、第 3 項に規定する場合を除き、破損等により利用できなくなった kinoca プリペイド券の S F 残額を移行します。ただし、kinoca の破損等に関して旅客に責（過失）がある場合は、運送約款第 35 条の規定を準用し、再発行手数料とデポジット 500 円を申し受けます。
- 3 旅客の故意により kinoca の破損等がある場合は、第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず当社は当該 kinoca を回収し、旅客は新規購入となります。この場合、回収した kinoca プリペイド券の S F 残額は移行しません。
- 4 第 1 項の再発行は、当社及び和歌山バス那賀株式会社が共通して提供する kinoca プリペイド券のみ取り扱います。

（当社の免責事項）

第 28 条

紛失した、あるいは盗難にあった kinoca プリペイド券については、当社での使用停止処理が完了するまでの間に、当該 kinoca プリペイド券の払戻しや使用等で生じた損害額等に関して、当社はその責を負いません。

（払戻し）

第 29 条

kinoca プリペイド券が不要になった場合は、発売窓口に提出することにより当該 kinoca プリペイド券の S F 残額の払戻しを請求することができます。

- 2 当社は旅客より前項の払戻し請求を受けた場合、当該 kinoca プリペイド券の S F 残額の全てについて払戻します。S F 残額の一部のみの払戻しは取り扱いません。
- 3 第 1 項の払戻しについて、kinoca プリペイド券の S F 残額のうち付与ポイント相当額は払戻しの対象となりません。kinoca プリペイド券の S F 残額から付与ポイント相当額を差し引いた残額が、払戻し手数料以下の場合は、払戻し額はありません。
- 4 第 1 項の払戻しの際、当社は運送約款第 26 条に規定する払戻し手数料を申し受けます。
- 5 第 1 項の払戻しの際、kinoca を当社へ返納する場合は、当社は旅客に対して当該 kinoca に係るデポジットを返却します。
- 6 第 1 項の払戻しの際、旅客は当社所定の用紙に必要事項を記入し、発売窓口へ提出しなければなりません。また、お客様登録された kinoca プリペイド券である場合は、当社は当該旅客に身分証明書の提示を求めます。
- 7 第 1 項の払戻しは、当社及び和歌山バス那賀株式会社が共通して提供する kinoca プリペイド券のみ取り扱います。

第 4 章 kinoca 定期券

（発売）

第 30 条

当社は旅客より kinoca 定期券の購入申込みがあった場合は、発売窓口にて当社所定の用紙に必要事項を記入し提出された旅客に対し、次の発売条件に該当する kinoca 定期券を発売します。

- （1）通勤定期券（以下「kinoca 通勤定期券」という。）第 2 号以外の旅客に対して発売します。

(2) 通学定期券（以下「kinoca 通学定期券」という。）、通学学期定期券（以下「kinoca 学期定期券」という。）旅客が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所または当社の指定する種類の学校に通学または通園するものであることを証明する書類を提出したときに、通学または通園に必要と認められる区間について発売します。

2 前項の定期券の割引率、区間、期間、利用条件その他割引の適用等については、別に定める当社規定によります。

3 kinoca 定期券は、発売窓口において、クレジットカードでの支払い（決済）を取り扱います。なお、クレジットカードでの支払いを取り扱う発売窓口、取り扱い時間等は当社が別に定めます。

4 デポジットはクレジットカードでの支払い（決済）は取り扱いません。現金にて収受します。

（定期券機能の優先）

第31条

定期券機能およびプリペイド機能両方を有する kinoca 定期券を、当該 kinoca 定期券の券面表示区間（有効区間）において使用した場合は、定期券機能を優先して取り扱います。

（運賃の減算）

第32条

有効期間内の kinoca 定期券を使用し、券面表示区間（有効区間）を越えて乗車する場合は、乗車区間の普通運賃相当額から券面表示金額を減算した金額を収受します。ただし、当該金額が大人普通運賃で100円未満の場合は、大人普通運賃で100円を収受します。（小児運賃の場合は50円）

2 kinoca 定期券は、有効期間の開始前および有効期間満了日の翌日以降は定期券としての効力を有しません。有効期間外に当該 kinoca を使用した場合は、当該 kinoca にプリペイド機能としてチャージされた S F 残額から乗車区間に対応する普通旅客運賃を収受します。

3 kinoca 定期券を所持する旅客が、当該 kinoca 定期券を使用することができない路線または区間において乗車した場合は、当該 kinoca にプリペイド機能としてチャージされた S F 残額から当該乗車区間に対応する普通旅客運賃を収受します。

（再印字）

第33条

kinoca 定期券は、その券面記載事項が不明となったときは使用することができません。

2 券面記載事項が不明となった kinoca 定期券は、発売窓口で券面記載事項の再印字を請求することができます。

（効力）

第34条

kinoca 定期券は、特に利用者を限定しない条件で発売された kinoca 定期券を除き、券面に記載された記名人以外は使用できません。

(無効となる場合)

第35条

kinoca 定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 特に利用者を限定しない条件で発売された kinoca 定期券を除き、記名人以外が使用した場合
- (2) 偽造、変造または不正に作成された定期券を所持している場合
- (3) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等)

第36条

前条の各号のいずれかに該当する場合は、当社運送約款の規定により定められた旅客運賃および割増運賃を収受します。

(紛失等再発行)

第37条

紛失あるいは盗難にあった kinoca 定期券については、当社所定の用紙に必要事項を記入し、発売窓口で使用停止の手続きを行った旅客に対して、同一券種にて新規の kinoca 定期券を再発行します。

- 2 前項により kinoca 定期券を再発行する場合は、運送約款第 35 条に規定する再発行手数料とデポジット 500 円を申し受けます。
- 3 旅客は、当社が第 1 項の使用停止手続きを受け付けた後、これを取り消すことはできません。

(破損等再発行)

第38条

kinoca 定期券が破損等により利用できなくなった場合は、当該 kinoca 定期券を発売窓口へ提出することにより同一券種にて再発行します。

- 2 前項の再発行に際して、kinoca の破損等に関して旅客に責（過失）がある場合は、運送約款第 35 条の規定を準用し、再発行手数料とデポジット 500 円を申し受けます。
- 3 旅客の故意による kinoca の破損等がある場合は、当社は当該 kinoca を回収し、旅客は新規購入となります。

(当社の免責事項)

第39条

紛失した、あるいは盗難にあった kinoca 定期券については、当社での使用停止処理が完了するまでの間に、当該 kinoca 定期券の払戻しや使用等で生じた損害額等に関して、当社はその責を負いません。

(払戻し)

第40条

kinoca 定期券が不要になった場合は、発売窓口へ提出することにより、当社の運送約款の規定により算出された当該 kinoca 定期券残額の払戻しを請求することができます。

- 2 前項の払戻しの際、当社は運送約款第 26 条に規定する払戻し手数料を申し受けます。
- 3 第 1 項の払戻しの際、kinoca を当社へ返納する場合は、当社は旅客に対して当該

kinocaに係るデポジットを返却します。

- 4 第1項の払戻しの際、旅客は当社所定の用紙に必要事項を記入し、発売窓口へ提出しなければなりません。また、当社は当該旅客に身分証名書の提示を求めます。
- 5 第1項の払戻しは、当社が提供する kinoca 定期券のみ取り扱います。
- 6 クレジットカードでの支払い(決済)で発売した kinoca 定期券は、旅客が当該 kinoca 定期券を購入した発売窓口においてのみ、払戻しを取り扱います。それ以外の発売窓口では、払戻しを取り扱いません。

(プリペイド機能)

第41条

kinoca 定期券におけるプリペイド機能の取り扱い等については、第3章の規定に準じます。

附 則

この規則は、2020年4月1日から適用します。